

滑川市農業委員会総会議事録

1. 会議の日時 令和7年6月5日（木） 午後3時から

2. 会議の場所 市役所東別館3階中会議室

3. 会議に付した議案等

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件
申請人 ●●●● 外1件

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の策定について
申請人 富山県農地中間管理機構
公益社団法人富山県農林水産公社
理事長 佐藤 一絵

- ・農地等の利用の最適化の推進について
- ・農業者年金の加入促進について
- ・農業新聞の購読促進について

4. 委員の出欠

（出席農業委員・7名）
澤田 博行、中屋 作之、石原 忠則、江下 博、高橋 美彦、新村 剛、
杉本 久美子
（出席推進委員・7名）
黒田 敏弘、石黒 明、岩田 秀雄、浦田 弘、滝川 裕子、開田 豊一、
伊藤 久義
（欠席委員・2名）
松井 滋樹、荒舘 正治

5. 事務局（3名）
北野事務局長 村田係長、小林主事

6. 会議の要旨
午後3時00分 開会

会 長 本日、松井委員、荒舘委員より欠席の届け出が出ております。

総会の定足数に達しておりますので開会します。

世の中では、連日、米価についてニュースになっていますが、先日、県選出の国会議員に要望書を提出してきました。これ以上、米価が上がらないことを願っております。

それでは、議事録署名委員に、中屋 作之委員、石原 忠則委員を指名します。

これより議案審議に入ります。

会 長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する件について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 （議案第5号1番について朗読及び説明）
申請地は、●●●● 田 です。
申請地は、●●●●に面した農地です。
許可基準としましては、申請地は用途地域内（第2種中高層住居専用地域）の農地であることから、第3種農地と判断され、許可できるものと考えられます。

転用理由としましては、住宅敷地になります。申請者は現在●●●●地内の借家に居住していますが、●●●●にあたり住居を構えることを計画し、文教施設・商業施設等から近く生活に便利な場所で適地を探していたところ、申請地が希望に近い土地であり、関係者の同意を得られたことから、今回申請されたものです。

隣接地との境界は、擁壁を設け土砂流出を防止します。

雨水は、前面の既存道路側溝に放流します。汚水は、公共下水道に接続します。

会 長 地区担当委員の補足説明をお願いします。

委 員 先日、●●●●推進委員と現地確認を行いました。●●●●地区ということで、何ら問題ないと思います。

推進委員 先日、●●●●委員と現地に行ってきました、問題ないと思います。

会 長 この件に関しまして、ご意見ご質問はありませんでしょうか。
（各委員から「異議なし」の発言あり）
それでは、この案件は許可することとして、県に進達することといたします。

会 長	次の案件の地区担当は私ですので、職務代理に進行をお願いします。	職務代理	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) それでは、この案件は県へ進達することといたします。 では、進行を会長へお返しします。
職務代理	では、事務局より次の説明をお願いします。	会 長	続きまして、議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の策定について、事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(議案第 5 号 2 番について朗読及び説明) 申請地は、●●●● 田 です。 申請地は、●●●●に面した農地です。 許可基準としましては、申請地は、用途地域内（第 2 種中高層住居専用地域）の農地であることから、第 3 種農地と判断され、許可できるものと考えられます。 転用理由としましては、駐車場、資材置場になります。 申請者は、現在、●●●●地内に本社を構え、主に●●●●を営んでいます。現在、従業員の自家用車等は、本社敷地の外周に駐車していますが、多くが公道にはみ出しており、警察から度々注意を受けており、また、トラックや重機についても作業場や通路しか保管場所が無く来客用駐車場も少なく安全面含め不便であることから、本社敷地に隣接する申請地にこれらを集約し、現在の状況を改善することを計画して、関係者の同意を得られたことから、今回申請されたものです。なお、申請者は●●●●地内の●●●●の横にも資材置場を有していますが、資材の保管で使用しており余裕がなく、本社とも距離があるため、こちらを駐車場とすることは現実的ではありません。 隣接地との境界は、擁壁を設け土砂流出を防止します。 雨水は、側面の既存道路側溝に放流します。	事 務 局	(議案第 6 号について朗読及び説明) 4 ページをお願いします。先月に引き続き、利用権設定に伴う議案になります。農地中間管理事業の推進に関する法律の規定により、5 ページのとおり富山県農地中間管理機構が策定した農用地利用集積等促進計画について、農業委員会の意見の有無を求められているものです。 続きまして 6 ページをご覧ください。農地中間管理事業の利用権設定状況について合計値のみ申し上げます。貸し手 2、借り手は中間管理機構の 1 件、筆数は 2、面積合計 3,709 ㎡です。詳細は 7 ページに記載されています。耕作者は 2 筆とも●●●●さんになります。
職務代理	地区担当委員の補足説明をお願いします。	会 長	この件に関しまして、ご意見ご質問ありませんでしょうか。 (各委員から「異議なし」の発言あり) ではこの件につきまして、意見等なしとして富山県農地中間管理機構へ報告することとします。
委 員	図面をご覧のとおり、区画整理をしたところであり、目的につきましては問題ないと思います。また、申請地は譲受人である●●●●の裏であるので、場所的にも問題ないと思います。 譲渡人ですが、ご主人が若くして亡くなられ、その後、農地を管理するのに苦労されていました。実際、この田につきましても●●●●で草刈りをされていたようです。転用には問題ないと思います。	その他	・農地利用の最適化の推進の状況について ・農業者年金の加入促進について ・農業新聞の購読促進について
推進委員	今ほどご報告の通り、申請地は●●●●の所在地とも近く、駐車場並びに資材置場として使いたいという趣旨を理解できます。周りが住宅地となっており、現実的には農耕できるような土地ではないので、私も問題ないと思います。	会 長	これで、審議は終了しました。
午後 3 時 15 分 閉会			
上記の議事録が、正当であることの証としてここに署名をする。			

令和 年 月 日

農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員